

令和 6 年度 第 2 回 筑紫野市総合教育会議【議事録】

【開催日時】 令和 6 年 11 月 14 日（木）13:58～17:06

【開催場所】 筑紫野市役所 403 会議室

【委員出欠状況】

≪出席委員≫

平井市長、上野教育長、潮見教育委員、牛川教育委員、久原教育委員、和田教育委員

≪事務局≫

企画政策部長、教育部長、こども部長、
企画政策課長、教育政策課長、学校教育課長、学校給食課長、生涯学習課長、
文化・スポーツ振興課長、文化財課長、
教育政策課庶務担当係長、文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長、
文化・スポーツ振興課スポーツ施設担当係長、企画政策課企画政策担当主任

【会議内容】

1. 開会

○企画政策課長

ただいまから、令和 6 年度第 2 回筑紫野市総合教育会議を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、企画政策課の中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席状況を皆様に報告させていただきます。市長並びに教育長、教育委員 6 人、市長部局職員 5 人、教育委員会事務局職員 11 人、合計で 22 人の出席となっております。

それでは、本会議の開会にあたり、平井市長からご挨拶を賜りたく存じます。平井市長よりよろしくお願いいたします。

2. 市長あいさつ

○市長

皆様こんにちは。筑紫野市長の平井一三でございます。

本日は、大変お忙しい中に、令和 6 年度第 2 回総合教育会議にご出席をいただきましてありがとうございます。

さて、本市では、今年 4 月にスタートしました第七次総合計画において、教育環境の整備を重点施策として掲げ、教職員や保護者の皆さんの意見を伺いつつ、教育委員の皆さんにもご理解とご協力をいただきながら、教育施策の充実に取り組んでおります。

このような中、先月末から今月頭にかけてでございますけども、長年の懸案でありました二日市小学校及び二日市東小学校の校舎増改築について、公募型プロポーザルにより、設計業務と設計施工業務の優先交渉権者を決定するという大きな 1 歩を踏み出したところであります。工事の完了までには、まだまだ時間を要しますが、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、充実した学校生活を送ることができる学び舎づくりに努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

一方、先月末、文部科学省が発表した調査結果によりますと、令和 5 年度における小中学校の不登校児童生徒数は約 34 万 6,000 人、いじめ認知件数は約 71 万 1,000 件と、それぞれ過去最多であったことが明らかになっております。市と教育委員会はもとより、学校現場と家庭、そして地域社会全体が一丸となった、子どもたちが安心して学べる環境づくりのための具体的な方策が強く求められているものとあらためて認識をしたところでございます。

これを踏まえまして、本日の会議では、1 つは、本市におけるいじめ不登校の現状と課題及びその対策について教育委員の皆さんと議論し、協議調整を図るとともに、2 つ目といたしましては、今後のスポーツ施策の方向性を定めるスポーツ推進計画、さらには 3 つ目として、子どもたちの健全な育成と教員の働き方改革を進める上で欠かすことができない、部活動の地域移行をより効果的なものとするべく、教育委員の皆さんのご意見を伺いながら検討して参りたいと考えております。

いずれも大変重要なテーマとなりますので、しばらくの間、お時間をいただくことになってしまいますけども、最後まで、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○企画政策課長

平井市長ありがとうございます。

それでは、早速議事に移らせていただきますが、ここからは平井市長に議事進行をお願いいたします。平井市長よろしくお願い申し上げます。

3. 協議・調整事項

(1)いじめ・不登校の現状と課題及びその対策について

○市長

それでは、議長として議事を進行して参りますので、よろしくお願いをいたします。

はじめに、協議調整事項として、いじめ不登校の現状と課題及びその対策の件を提案いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律や関連通知の定めるところでは、いじめ防止対策推進法の規定による重大事態が生じた際などには、市長と教育委員会とが連携して、迅速かつ効果的な対策を講じるため、この総合教育会議で協議、調整を図ることとされております。まさに総合教育会議の欠かすことができない本分であろうと考えておるところであります。

本日は、いじめ不登校の現状と課題及びその対策について、所管課の説明を受けた後、すべての児童生徒が充実した学校生活をとおして、学び、育まれる教育環境、教育施策に向けての意見交換を行いたいと思います。

それでは、学校教育課長は説明をお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、説明させていただきます。委員の皆様はお手元の「いじめ不登校の現状と課題及びその対策について」という資料をご覧ください。

右下にページ数を記載しておりますので、それをご参考にしていただければと思います。2 ページ目をご覧ください。

まず、令和 5 年度におけるいじめの現状につきまして説明させていただきます。3 ページ目をお開きください。

令和 5 年度の市内の小中学校のいじめの認知件数ですが、小学校が 977 件、中学校が 118 件となっております。4 ページ目をお開きください。

令和元年度から令和 5 年度の市内小中学校のいじめ認知件数の推移を記載しております。ご覧いただいているとおり、この 5 年間で小学校では約 10 倍、中学校では約 5 倍に増加している状況でございます。こちらは、積極的ないじめの認知体制の確立ということで、いじめに対する学校組織としての認識の高まりによる取り組みの成果であると捉えているところでございます。文部科学省は、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が届いていることの証という考えを示しておりまして、いじめゼロではなくいじめ見逃しゼロへの意識改革が小中学校で進んだ結果、件数が増加したものと認識しているところでございます。続いて、5 ページ目をお開きください。

令和 5 年度の市内小学校におけるいじめ認知率でございます。市内の小学校の平均のいじめ認知率は 16.03%、全国平均のいじめ認知率は 8.91%となっております。本市のいじめ認知率は全国平均の約 2 倍となっております。小学校別で見えますと、全国平均を超える認知率の小学校が圧倒的に多い状況でございます。また、認知率は小学校間の格差も大きく、小規模校の認知率は比較的低いという状況になっているところでございます。6 ページをご覧ください。

こちらは、令和 5 年度の市内中学校におけるいじめ認知率でございます。市内中学校平均いじめ認知率は 3.83%、全国平均いじめ認知率は 3.43%ということで、本市の平均いじめ認知率は全国平均を少し上回る程度でございます。全国平均とほぼ同程度の認知率の中学校が多いという状況でございます。また、中学校間での認知率の格差はそれほどないという状況でございます。続いて 7 ページをご覧ください。

令和 5 年度におけるレベル 3 以上のいじめ認知件数でございます。まず、いじめの認知における 5 段階レベルを記載しておりますが、レベル 3 以上の比較的重いいじめ認知という部分につきましては、小学校が 15 件、中学校が 1 件という状況となっております。8 ページをご覧ください。

レベル 3 以上のいじめ認知事案件数の推移ということで、令和 4 年度と令和 5 年度のレベル 3 以上の事例を記載させていただいております。令和 4 年度につきましては、レベル 3 以上の事例が小中学校とも 30 件を超えておりましたが、先ほど申し上げたとおり、令和 5 年につきましては、小学校が 15 件、中学校が 1 件ということで重大ないじめ事案は大幅に減少している状況でございます。こちらにつきましては、積極的な認知によって早期発見、早期対応したこ

とにより、重大ないじめ事案へ発展することを防止した結果であるものと認識しているところでございます。続いて 9 ページをご覧ください。

いじめの対応に関する課題を記載しております。課題といたしましては、いじめが発生しましたら、いじめ自体の内容が軽微な場合でも、保護者対応などの初期対応を十分に行えなかった場合、長時間の保護者からのクレームや保護者による自主的な登校の拒否、さらに状況によっては裁判所への訴えに繋がることもございます。本市におきましても、クレームが長時間にわたるといふ事例が散見される状況でございまして、不十分な初期対応により事案が長期化、深刻化することがございますので、子どもレベルの解決だけではなく、保護者にも納得いただける解決を行うよう学校にも指導している状況でございます。続きまして 10 ページをご覧ください。

令和 5 年度における不登校の現状でございます。ここで言う不登校ですが、不登校とは、病気や経済的な理由によるものを除き、年間 30 日以上欠席した場合のことを不登校と申します。11 ページをご覧ください。

令和 5 年度の市内小中学校の不登校児童生徒数です。小学校が 187 人、中学校が 263 人となっております。12 ページをご覧ください。

こちらが過去 5 年間、令和元年度から令和 5 年度の市内小中学校の不登校児童生徒数の推移となっております。ご覧のとおり、この 5 年間でおよそ小学校は 2.5 倍、中学校は 1.5 倍に増加しているところでございます。13 ページをご覧ください。

令和 5 年度の市内各小中学校における不登校の出現率の比較でございます。まず、市内小学校の平均不登校の出現率は 3.07%、全国の平均不登校出現率は 1.70%です。市内中学校の平均不登校出現率は 8.54%、全国の平均不登校出現率は 5.98%というところで、中学校の出現率が小学校の約 3 倍高い状況となっております。学校別に見ると、小学校の出現率は学校間の格差が大きい状況になっているところでございます。全国平均を超える出現率の学校が圧倒的に多い状況となっておりますが、これは本市だけが突出しているというものではなく、筑紫地区他 4 市におきましても、ほぼ同じような不登校の出現率となっている状況でございます。続いて 14 ページをご覧ください。

令和 5 年度の市内小中学校における学年別の不登校児童生徒数の比較を記載しております。小学校 6 年生から中学校 1 年生で大きく増加しておりますが、いわゆる中 1 ギャップと言われる要因で増加している状況でございます。こちらは、本市特有のものではなく、全国的にも課題とされており、中 1 になると不登校が増加しているという状況となっております。15 ページをご覧ください。

不登校児童生徒の欠席状況の傾向でございますが、先ほど申しましたように、30 日以上が不登校の児童生徒となりますが、小学校におきましては、不登校児童の 187 名のうち約 67%の児童が 50 日以上欠席をされていらっしゃいます。出席 0 日、完全不登校の方は 4 名おられる状況でございます。続いて、中学校の不登校生徒ですが、263 名おりますが、このうち欠席 50 日以上が 83%の 219 名となっております。出席が 0 日の完全不登校の生徒が 13 名と、中学生の方が深刻度の高い不登校の事案が多い状況となっております。16 ページをご覧ください。

令和 5 年度の状況を受けた令和 6 年度の取り組みの重点として、いじめを見逃さない取り組み

みと不登校を生まない取り組みを設定しております。まずいじめを見逃さない取り組みにつきましては、軽微ないじめも見逃さない組織的かつ積極的な認知体制の充実を図るということで、いじめアンケートや県が提供している FF 調査等を活用して認知体制の充実を図ることとしております。また、学校のいじめ防止基本方針に基づく早期対応、組織的対応ということで、令和 4 年に改定されました生徒指導提要の新しい理念に基づきます支援・援助、研修の充実を図ることや保護者の納得を得られる最終解決段階におけるブレない対応の徹底を図ることを取り組みの重点としております。また、不登校を生まない取り組みにつきましては、早期発見、早期支援のために、タブレットを利用した不登校予防診断チェックリストの全校実施など、タブレットの効果的活用を図ることとしております。また、小中連携を基盤とした拡大教育相談委員会等の定期的開催により、中 1 ギャップの解消の推進を図ることとしております。17 ページをご覧ください。

令和 6 年度前半におけるいじめの現状でございます。18 ページをご覧ください。

令和 6 年 9 月末段階の市内小中学校のいじめ認知件数です。小学校が 553 人、中学校が 65 人となっております。19 ページをご覧ください。

令和 2 年度から令和 6 年度のそれぞれ 9 月末段階の市内小中学校のいじめ認知件数の推移となっております、小中学校とも減少している状況となっております。ただ、認知件数につきましては、下がっているということが必ずしも良い傾向であるということには限りません。いじめが減少したというわけではなく、見逃されている可能性もあるため、学校には引き続き積極的な認知を進めるようお願いしているところでございます。続きまして 20 ページをご覧ください。

令和 6 年度前期における不登校の現状です。21 ページをお開きください。

令和 6 年 9 月末段階の市内小中学校の不登校児童生徒数です。小学校は 79 人、中学校は 149 人となっております。22 ページをお開きください。

過去 5 年間、令和 2 年度から令和 6 年度のそれぞれ 9 月末段階の市内小中学校の不登校児童生徒数の推移です。こちらも小学校、中学校ともに減少している状況でございます。こちらにつきましては、増加の一途を辿っていた不登校児童生徒数が、今年度 9 月末段階ではございますが、減少傾向を見せているということで大変良い傾向でございます。この傾向が 10 月以降も続くように、学校にも現在の取り組みの継続、強化をお願いしているところでございます。続いて 23 ページをお開きください。

こちらが市内小中学校における学年別の不登校児童生徒数の比較です。小 6 から中 1 になると不登校数が増加するということを申しましたが、今年度 9 月末現在におきましては中 1 の生徒が増加したという傾向は見られておりませんので、中 1 ギャップ解消の取り組みの成果が一定表れているのではないかと伺えるところでございます。続いて 24 ページをお開きください。

市では、いじめアンケートを実施しており、その中の学校に対する満足度を計る指標として、あなたは学校に行くのは楽しいと思いますかという項目がございますが、令和 4 年度の 7 月と令和 6 年の 7 月を比較すると、小学校は 1%程の上昇ですが、中学校においては 8%程上昇しております。学校に対する満足度が中学校で大きく改善している状況です。次に、自尊感情に関する指標である、先生はあなたのことを認めてくれていますかという項目ですが、小学校は 2%

程度の改善ですが、中学校が 88%から 96%、およそ 8%増加しているということで、こちらについても改善の傾向が見えているところです。学校現場で働く先生達が大変な状況のなか、頑張っていたことによって、不登校が減少したということが 1 つの要因ではないかと考えているところでございます。最後に 25 ページをお開きください。

今年度の不登校に対する支援体制を記載しております。人員体制としましては、生徒指導担当指導主事を 2 名置いております。また、登校支援員を 5 名置いております。さらに、スクールソーシャルワーカーを 3 名置いております。令和 5 年度から 1 名を 3 名に増員したものの、長い間 1 名欠員が生じていたところですが、今月、11 月から欠員状態にあった 1 名を採用することができましたので、今はスクールソーシャルワーカー 3 名体制で支援を行っている状況でございます。この他にも、状況に応じて、スクールカウンセラーを学校に派遣するというも行っております。今後も、必要に応じて人員体制の充実を図っていきたいと考えているところでございます。続いて、適応指導教室のつくし学級でございますが、こちらは指導員 2 名、指導員兼スクールカウンセラー 1 名で教室を運営していただいております。ヤングアドバイザーとして大学生にも入っていただいております。令和 5 年度は 7 名の方の参加がございました。こちらにつきましても、今後機能の充実を図って参りたいと考えておるところでございます。次に、外部団体との連携ということで、これまで進路相談会や高校見学会を行ってまいりましたが、今年度は新たに不登校講演会も実施する予定としております。また、大学生と不登校の児童生徒が交流するキャンパススマイルを今年度も実施しており、今後も外部団体との連携を継続して行っていきたいと考えております。以上の支援体制で教育委員会としても、不登校に対する支援を行って参りたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○市長

学校教育課からいじめ不登校の現状と課題及びその対策について説明がありました。教育委員の皆様からご意見やご提案等がありましたらお願いしたいと思いますけど、大きくいじめと不登校の課題がありまして、この 2 つを一緒に議論すると少しわかりづらいところもあるかと思しますので、関連する部分もあるとは思いますが、まずは、いじめについて皆様からご意見をいただき、議論してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○潮見委員

これまで総合教育会議の中でも、この件について何回も話し合って参りました。以前、近本先生が委員長でいらっしゃったときに、人権スローガンの「人からされたり、言われたりして、いやなことは、自分は人にしない、言わない」を採択したのですが、それが徹底されていない、子どもたちがピンときてないところがまだあるのかなと感じています。スローガンを策定した際は、市をあげて、いたるところでこの言葉が飛び交うようにという努力を行政の方も学校の方もしていたかと思うのですが、少しずつそのあたりの熱が冷めてきたところがあるかなというように感じております。これが本当に基本になるものだと思っております。自分がされて嫌なことは人も絶対嫌なのだからしちゃいけないんだよっていう、大人の世界でも、子どもの世界でも大切なことなんじゃないかと思っています。

数字を示していただいて、減ったな、増えたなってというのは、受け止めはするのですが、実際、学校の先生たちがそのあたりをどんなふうに受けとめておられるのか、というところもちょっと聞いてみたいなとは思っています。今、増えてるんだろうか、減ってるんだろうかという感覚は現場にいらっしゃる先生たちが一番感じられていらっしゃるんじゃないかなと思います。

○市長

一つは、人権スローガンの普及について、最近の取り組みがどのようになっているのかということ、もう一つは、今の数値での説明に加えて、学校現場の先生方がどのように感じておられるかということについてお聞きしたいということでもありますけれども、これは課長の方から答えられますか。

○学校教育課長

スローガンにつきましては、全学校ではないんですが、学校によってはスローガンを全学年で教室に掲示して、常に見れるようにしている学校もございます。ただし、掲示や周知が十分ではない学校もなかにはあるかと思っておりますので、今、委員がおっしゃったスローガンがちょっと薄まっているのではないか、教員や生徒にちゃんと伝わっているのかというご指摘を踏まえて、今後、校長会などをとおしてスローガンの取り組みをもう一度確認させていただき、児童生徒や先生方への周知を図ることができればと考えているところでございます。

○市長

それと先生方が肌感覚として、どのように捉えられておられるかということについてはどうですか。

○学校教育課長

先生方が、いじめが多い、少ないということをどのように考えているかということでしょうか。

○潮見委員

減ってるかとか、増えていつてるなとか、そのあたり肌感覚といいますか、そういったものはどうなのかなと。

○学校教育課長

こちらの数値ですが、現在、どういう数値になっているかということを、生徒指導の担当の先生方の研修会において、数値も発表させていただいておりますので、それを学校に持ち帰って、他の先生方にもお伝えするようお願いしておりますので、現在、どういう数値になっているのか、今、自分の学校ではいじめの認知が増えているのか、減っているのかというところは自覚をさせていただいているものと考えているところでございます。

○市長

そのような数値での判断と現場の先生方の肌感覚で感じる状況に差異があるかないか、その数値のまま、学校の先生方が受け止めておられるのかということをお尋ねいただいていると思うのですが、そのあたりの先生方の感覚なり捉え方について、先生方にこういうデータを示した後、いろいろな会議の中や先生方から校長を通じてなど、意見が上がってくるということはないのですか。

○学校教育課長

もちろん、学校内でそういう話はされているものと思いますし、レベル 1、少しでもいじめと見受けられる事例については、教育委員会に上げるようにと伝えておりますので、肌感覚として、特に差異があるという教職員はいないのではないかと考えております。

○市長

どうですか、追加でご意見はありますか。

○潮見委員

これは多分、子どもたちだけの話じゃなくて、大人の私たちも人権スローガンについては、それはもう染み込ませるように身につけなきゃいけない感覚じゃないかなと思っております。大人の姿が、ひょっとしたら子どもたちにもいじめという形で繋がっている部分もあるのかなと。

○市長

学校教育課長の方からお話ありました学校現場だけでなく、その他の社会活動の中でも、一度徹底するなり、何かの機会に周知していくというようなことがいるんじゃないかということですね。

○教育長

もちろん、人権スローガンを空で言っている子どもたくさんいます。学級の中で、こんなこと言ったらだめよというように、抑える、止める、そういった子どもたちが増えてきている学校もありますけど、少なからず学校間の差も見受けられますので、課長が答弁しましたように、随所で、特に校長会を中心に、普及啓発を図っていかなければならないと考えています。公民館など、様々なところで人権スローガンを掲げていただいておりますし、市庁舎内でもたくさん掲げさせてもらっていますので、常に目にしながら自分を振り返る、そういう習慣をこれからもつけてもらわなければならないと思っています。

また、レベル 1 でもちゃんと学校から報告があっていますが、一部では、もう少し早くできるのではというところが見受けられますので、そこについては、私たち教育委員会としても、この令和 6 年度内で改善していかなければならないと考えております。

○潮見委員

それと、もう 1 点よろしいですか。いじめられた子どもさんがすぐ言える関係づくりといいですか、相談できる体制、本市の取り組みについては、先ほども報告していただきましたが、やはり子どもたちが直接すぐに言える、親と別のところで言えるという体制づくりがまだ少し足りないところがあるのかもしれないなとか思ったりしたんですが、いかがでしょうか。

○市長

その体制について、何か発言はありますか。

○学校教育課長

直接、言えないというお子さんも多いとは思いますが、毎月いじめに関する無記名のアンケートをとっておりますので、そこで思いを書かれる子が結構おります。それをもとに対応するところが多いものと認識しております。また、カウンセラーの先生の来校にあわせて、相談に来るということもあっているところです。以上でございます。

○潮見委員

増やしていただけてますしね、相談体制を。その効果は出てきているんですね。

○市長

先ほどの市の人権スローガンについて、学校現場の話と社会全体での話と 2 つありましたが、社会全体での状況や取り組みについて、どなたか執行部の方から説明いただけますか。

○企画政策課長

潮見委員がおっしゃいますとおり、以前、総合教育会議や教育委員会で取りまとめていただきました人権スローガンにつきましては、人権尊重のまちづくりを進めていく上で普遍的なものであると市長部局としても考えているところでございます。

そのため、今年 4 月に新たに第七次総合計画を策定させていただきましたが、その中の人権に関する施策の部分に、このスローガンを掲載させていただいておりますので、本市が人権をはじめとした各施策を推進していく中で、今一度このスローガンの原点に立ち戻りまして、周知を徹底し、人権尊重のまちづくりに役立ててまいりたいというように考えているところでございます。以上でございます。

○市長

他の委員さん、何かご意見ありますか。

○久原委員

いじめもですが、不登校も合わせて、なかなか良い方向に向かわない状況があるというのが非常に残念なところではあるんですけども、筑紫野市の教育委員会の取り組みとして 5 段階

の状況の確認とか、それぞれの時期での指導のあり方とか、不登校にしても FF 調査とかという形で十分に取り組みをされてるんですけど、なかなか減っていかないっていう現状があるのではないかなと思うんですね。

そういう中で、いちばん最後に書かれてる人員体制の中で随分効果が上がっているのではないかなという気がします。一つは生徒指導担当の指導主事が 2 人になったりとか、スクールソーシャルワーカーが増えていったりというのは、先生方にとっても非常に力強い取り組みだろうというふうに思ってるんですね。ですが、なかなかそこから、さらに 1 歩進まないところがあって、それが残念なんですけど、そういう中でソーシャルワーカーや指導主事だけでなく、市全体の中で大人が子どもをよく見守って、いじめが学校内だけじゃなくて、地域の中でも子どもが遊んでる中でもある部分を見逃さないとか、学校がやっтерるように、子どもが不登校で家を出て行っているのを見つかったりしたときなどに指導できる、なかなか引きこもりが多くてそういう状況はないと思うんですけど、学校には行かないけども、地域の農業体験を経験したいとかそういう気持ちを持ってる子もいるんじゃないかなというふうに思います。地域でそういう子たちをバックアップできるような体制ができていけば、もっと進むのかなという気がしてます。そういう意味では地域の方々にこの現状をきちんと知っていただくことが、まずは重要ではないかなという気がしています。

実は、筑紫野市の青少年育成市民会議の幹事会が 8 月に行われまして、監事の皆さん、筑紫野市でだいたい 43 団体ぐらいおられるんですけど、その中で指導主事の先生にこのいじめ不登校の現状を話していただきました。特に、この認知度の部分です。要するに認知度が高いといじめが多いのではないかと、いうところをきちんと、指導主事の先生が認知をすることによって見逃さないということを話してくれたんです。それを 43 団体の人たちが聞いて、自分たちの団体の中で広げてくれば、もっと地域で人を見守る目が出てくるのではないかなという気がしています。ただ、やりっ放しでは、あと一歩が進まないと思うんで、できれば地域学校協働活動推進員さんが各学校に 1 人ずつ配置されるようになってますので、そういう人たちの力を借りて、地域の人たちと子どもを見守る体制をつくっていくという取り組みとかも広げていっていただけたらいいなというふうに私は思っているところです。

○市長

今の件について執行部からありますか。

○学校教育課長

学校運営協議会を各学校に設置しておりますので、ぜひそういう地域の方に協力を求めることができるよう学校運営協議会で諮っていただき、地域学校協働活動推進員さんを通して地域の皆さん話をしてもらえば、認知も広まっていくのではないかなと思っておりますので、学校運営協議会の積極的な活用を図っていければと考えているところでございます。

○和田委員

やはり、いじめに関しては、早期発見、早期対策がいちばん大切なことかと思いますが、今、

子どもたちの月 1 回のアンケートでいじめを認知していると聞いておりますが、今は一人ひとりタブレットをお持ちだと思うんです。タブレットでしたら、直接、先生のところに行くのが難しくても、メールとかそういうやりとりでできるのではないかと、そういう体制がとれるのではないかと思います。そういう対応をすれば、子どもたちが、小さいことであっても、気づいたことはすぐに報告ができることによって、早期対策ができるのかなと、そういうことを取り入れたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長

今、健康観察という毎日自分の状況がどうか先生と共有できるアプリが出始めており、これを活用すれば、先生が毎日、児童生徒の状況を把握できるようになりますので、このようなアプリ等の導入に向けて検討を行ってまいりたいと考えているところです。

○市長

先ほど、アンケート調査の話が出てましたよね。そのアンケート調査はどのような形でやっているのですか。

○学校教育課長

月 1 回、紙で子どもたちに渡し、全員に書いてもらって回収をするという形になります。

○市長

それで、子どもたちの状況を把握できるようになっているのですか。

○学校教育課長

記名にするとどうしても書きにくくなってしまうので、無記名で書くという形にしております。実際、本当に困っている児童生徒は、きちんと書いていただいているというように、一定の効果はあるものと考えております。

○市長

いろいろな活用事例も調べてもらいながら、アプリをどうするかなどこれから検討しなければなりませんので、また機会を捉えて検討状況を報告していただければと思います。

他にないですか。

○牛川委員

いじめと一言で言っても、おそらく昔とはまた形が変わっていて、いじめも多様化していると思うんですね。ただ面と向かって悪口を言う、暴力を働くだけではなく、ネットによる誹謗中傷、隠れた悪口、相手が見えないいじめっていうのも、おそらく増えているのではないかとと思われる中で、子どもたちが勇気を出して誰かに伝えている。また、それをきちんと把握できている件数がこれだけあるというのは、いじめに関する考え方が変わったこともあります、学

校の先生との信頼関係が随分と築けているのではないかと思います。

ただ、その中で、どうしても学校の先生には言えないとか、親には言えないっていう、逆に第三者、全然知らない人だからこそ吐き出せる悩みとか辛さとかっていうものもあるのかなとは思いますが。心配をかけたくないからこそ、近い人には言い出せないっていうような、そういう繊細な子どもたちもいるんじゃないかなと思います。ですので、カウンセラーの方であったり、ヤングテレフォンであったりとか、顔が見えない、知らない人だからこそ思っていることを正直に打ち明けられる、そのような場と学校が更に上手く連携できるように、それこそ先ほど言われてたアプリは、自分の心理状態をアプリで把握できる、それを学校の先生が学校の中だけで管理するのではなく、カウンセリングを受けた方がいいのではないかという検討や、上手く専門機関、もしくは、そういうことをできる、そういうことに時間を当てただけの方にも割り振る、繋ぐっていうんでしょうか、学校の先生が全部抱える必要はないのではないかなとちょっと思いました。

○市長

第三者としてのカウンセラーの話が出ました。現状では、カウンセラーへの繋ぎというのはどのような形になっていますか。

○学校教育課長

現状、先生方が様々な手段で情報収集されているんですけども、当然、校内に派遣されてあるカウンセラーの先生や養護教諭など関係者を集めてのケース会議なども必要に応じて開催させていただいております。これは学校主催のものもありますし、関係機関の主催のものもありますけれども、その時々が必要に応じて、そのような対応はとらせていただいております。

○市長

今の質問の中で、子どもが直接先生や保護者に言いにくいというところがあるんじゃないかというご質問も兼ねての話だと思うんですけど、そういうときに、例としてカウンセラーさんとの繋ぎ、そういうところへの相談の方法もあっていいんじゃないかという話だと思うんですが、そのあたりについてこれから先、形は作れそうですか。

○学校教育課長

今、児童生徒個人に貸与しているタブレットがございますが、ショートカットで国・県の相談窓口の連絡先などを掲載しておりますので、どうしても学校に相談できないとか、面と向かって相談できないという方につきましては、そのショートカットを確認していただいて、そこから連絡を取って相談をしてもらう、顔を見ずに電話等で相談してもらうという体制は、現在もとっているところでございます。

○市長

そのように、タブレットの中に入っているということを子どもたちは知っていますか。

○学校教育課長

ショートカットですぐに見れるようにしておりますし、周知もしているところです。

○久原委員

人権でも SOS データっていうのが入ってます。実際にそれで相談して、丁寧な答えが返ってくるので安心して解決したということもあります。いろいろとやってはいるんですが、そうやって勇気を出して打ち出せない、そういう子たちをどうするかっていうのは、ちょっとまだ残っていますね。

○市長

何か追加で説明はありますか。

○教育部長

ヤングテレフォンの相談というものがあまして、匿名でも電話で相談できるようになっておりますので、チラシを学校にお配りして、啓発するという取り組みを進めております。

○市長

いじめについて議論していただきましたが、不登校についても大きな課題であろうと考えております。不登校について、皆さんからご意見や解決策がありましたらいただきたいと思えます。

○潮見委員

先日、西日本新聞で他市の取り組みが紹介されていまして。フリースクールを市町村でやられているとのことでした。今後、研修等のなかでお話を聞けるんじゃないかなと思ってるんですが、市町村でフリースクール、不登校の子どもたちを受け入れる学校、学習できる状況をつくってるようなんですね。不登校、いろいろな理由がある子ども達っていうのが増えているんじゃないか、それから、親御さんにも、無理していかなくていいよっていう理解ある親御さんも増えていってるんじゃないかということが新聞の中で書かれていました。教育を受けるというのは、子どもたちの大事な権利なので、そういう子たちでも学習ができる状況っていうのは、ある程度作っていく必要があるんじゃないかと思うんです。

○市長

その時に、我々も子どもたちに教育を受けさせなくちゃいけないという義務がありますので、何らかの形で一定のレベルの教育を担保していかなければならないんだろうと、常々思っています。そのなかで、無理して行かなくていい、つらい思いをするのであれば行かなくていい、フリースクールでもいいという状況のもとで、どのようにして、本来、子ども達が学ぶべきカリキュラムを確保していくのか、また、どうすれば、そういう子ども達が学校に行こうと思ってもらえるのか、悩みながらも対応していかなければならないと思っています。子どもたちに

よって、いろんな理由やレベルがありますので、一元的に語ることはできないと思いますし、また、家庭の状況が影響することもあると伺っています。学校現場の取り組みや家庭の取り組みなど、様々なことを検討していかななくてはならないと最近の報道を見ていて思うんですが、そのあたりについて、教育委員の皆さんはどう思われますか。

○潮見委員

やはり、受け皿づくりっていうのは必要じゃないかなと。社会の中で、先ほど久原委員が言われたように、地域の受け皿だっていいんじゃないか、別の地域の他の学校じゃなくて、他の団体とかそういうところでも受け皿があっていいんじゃないかとか、学習をする場として、そういう場があっていいんじゃないかっていうふうに広げて考えた方がいいんじゃないかなと思います。行政がすることには、やはりもう限りが出てきてるかなとは思ってます。

○市長

今のご意見に関連して、何かご意見はありますか。

○和田委員

まず、いじめや勉強がわからない、家庭的な背景などのいろいろな理由で不登校になるんだと思うのですが、それぞれの状況に応じて、自分が行けるところがあればいいかなと思っております。自宅だけでもいいかもしれません。その場合は、オンラインでの授業を受けたりできればいいし、またフリースクールみたいなところも、一応また学ぶ環境が整うのであればいいかなと思います。学校によっては、学校の中に、教室に入れなくても、不登校のこどもが行ける場所をつくっているところもあると聞いています。不登校の理由は多様ですから、そこに行けるようなシステムというか、こちらが受け入れ先をいっぱい作ってあげることが大事ではないかと考えております。学力に関しましては、タブレットがありますから、いつでも、どこからでも見れるような、オンデマンド形式の学習支援環境が入っていれば、学力はですね、自分で見て勉強することができるのかなと思います。

子どもが少しでも学校に行こうかなと思えるような楽しいなこと、農業体験でもいいし、いろんな学校の授業以外の行事や社会体験等も増やしていきながら、そうすることで不登校の子どもたちの目が少しでも学校に向けばいいのかなと思います。特に自分の心の内に閉じこもってしまっている子どもにおいては、開放できるような取り組みや情報をタブレットにメールなどで送るなど、そういうことによって少しでも心を開いていけるような仕組みを考えることも必要ですし、受け皿は多いほうがいいのかなと思います。

○久原委員

先ほど言いましたことと関連するんですが、今、不登校の子どもたち、先ほど出ましたとおり、いろんな状況の中で、それぞれに不登校になる要因があるんだろうと思うんですね。その状況の中で、個別のケース会議が重要になってくるのだろうと思います。不登校の担任の先生だけではなくて、養護教諭と或いは生徒指導の先生とか、或いは生徒指導の指導主事とか、

地域の民生委員さんであるとか、カウンセラーがおられたり、ソーシャルワーカーがおられたり、そういう中で、もう 1 つは、先ほど私が言いました地域学校協働活動推進委員さんとか、或いは地域の中でよく面倒を見てくれる方、なかなか学校には行けないけど図書室には行っているというような子もたまにいますけど、そこで指導してくれる司書の先生とか、情報を共有できるような場が 1 つはケース会議だろうと思うんですけど、そういうことの広がりなり、或いはネットワークの情報網といいますか、そういうものを確立して行って、そしていろんな人たちが関われるというのが重要ではないかなという気がするんですよね。

○市長

今、様々な意見をいただきました。原因も様々あり、対応やその受け皿も多様なものが必要であろうと、或いは学校を取り巻くいろんな組織の方もおられますので、そのあたりをうまく連携して、多様な面から対応していくのがよかろうというお話が出ましたが、その件について、課長の方から何かありますか。

○学校教育課長

皆さん言われているように、不登校の原因というのが、いろんな要因が一人ひとり違ってきますので、個別個別に対応していかなければならないという状況がございます。学校においても、校内で支援チームがございまして、組織的に一人ひとりの不登校の児童生徒に対応している状況でございます。受け皿につきましても、フリースクールもございますし、筑紫野市では適応指導教室も設けておりますし、どうしても家から出られない子どもたちにつきましては、希望に応じてオンラインによる授業をしているところで、少しずつ受け皿の方は広げているという状況でございますが、皆さんから、その他にも受け皿というのはいろいろあるんじゃないか、こういうものも活用したらいいんじゃないかというご意見をいただきましたので、今後そういうところも活用できるかということも含めまして、調査研究していきたいと思っております。

○市長

教育関係、学校現場から今のようなお話がありましたけど、執行部側として何かありますか。

○企画政策部長

資料の 15 ページでございます。欠席状況が示されておりますが、その中で、この 187 名のうち 10 日来ていない人が 13 人、1 回も来ていない人と合わせると 17 人は登校できていないという状況です。中学生にあっては、トータルの 45 人、そのうち 13 人が 1 回も登校できていないという状況です。ゆえに、この子たちの不登校の原因がそもそも何なのかという分析をして、個々人にあった対応を考えるべきであり、その中に、例えばフリースクールもあってもいいし、いろいろあってもいいんだとは思いますが、この子どもたちが学校に行きたい、行ってもいいと思ってもらえるようにすることが重要ではないかと考えています。それでも登校できないとなった場合、その子たちにどういう手立てを講じるのか、他のどのような選択肢を示してあげ

るべきなのか、このあたりの分析と整理をして、その結果、具体的な対策を教育委員会がすべきなのか、執行部で取り組んだ方がよいのかなどの検討を進めていけるのではないかと思います。

○教育長

実際、ほとんど学校にこれてない子たちもいれば、安否確認さえできない子もなかにはいる状況でございます。だから、家庭訪問して、ポスティングして、何とか努力して状況をつかもうとしているんですけど、学校もそればかりに注力していただけないという実状もございますので、今、部長が言われたように、もっともっと組織的に、時間かけてでもいいからきちんと原因を突きとめる、そういうところをやっていかなくてはいけないなと思ってます。本当にもう、安否確認でさえ、保護者が拒否して、来てくれるなという家庭もございます。小学校から中学校まで拒否され続けている。やっと買い物に出るだけとか、そういうような子がいることを、間に入ってくれているソーシャルスクールワーカーの人たちも把握していますけど、保護者との間に壁があるというのも事実としてありますので、いろいろな専門家の方の意見を聞きながら、どうやってそのあたりを突き詰めていくか、私達も取り組んでいかなければならないと思っています。

○市長

今のお話にありましたとおり、全く実態も掴めない、支援などの取り組みをすることも難しいというような人もいます。ただ、そういう方はやはり学校現場から遠ざけるのではなく、学校現場に戻ってもらえる、戻りやすくするような取り組みは必要じゃないかなとも思います。そのあたりについて、今、様々な立場から動かれている皆さんの中では、不登校の子どもたちの状況を把握し、ある程度の原因を見つけて、学校まで導くようなことが可能な状況なんですか。

○学校教育課長

先ほど申しましたが、学校内できちんと不登校の方に対する支援チームをつくっており、そこには担任や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長先生教頭先生が入り、一人ひとりの不登校の児童生徒に個別の対応をしているところです。1件1件ケース会議において対応しておられますので、何度か登校したことのある方に対しては、極力、学校に出てきていただくように検討して、対応されてると思います。

全く来れていない児童生徒については、先ほど教育長が言われたように、ポスティングなどして何とか連絡を取れるようにしております。1件1件全く違う状況ですので、ケースごとに学校の方も最善の策を考えて実施しているというところを聞いております。

○市長

児童福祉関係の部署とも連携を取りながら、家庭の状況を把握するようなことは、もう既に取り組んでいるということですか。

○学校教育課長

子どもと全く連絡が取れないという家庭につきましては、児童福祉関係の部署とも連携を取りながらやっております。

○こども部長

児童福祉との関連というところで説明をさせていただきますと、現在は、子ども家庭センターを立ち上げておりまして、母子保健と家庭児童相談室が一緒になった組織となっております。家庭内の生活環境であるとかそういった困りごとを、相談を受け付けまして、個別にいろんなケースがありますけれども対応しておりまして、その中で教育委員会とも連携をとりながら、すべてを網羅できているわけではないかもしれませんが、不登校の案件もあるという状況です。現在は、そのような形で対応させていただいております。

○牛川委員

率直なところ、無理して学校に行かなくていいという言葉の敷居が非常に低くなってるなというように感じます。例えば、昭和の頃の話であれば、命を削ってまで行く必要はないというくらいの、無理して行かなくてもいいだと思ってたんですけども、今となっては、本当に行きたくなければ行かなくていいんじゃないっていうぐらい、学校に行くということ自体が軽視されてるというんですかね、子どもの権利が軽視されてるような危惧を感じます。

ただ、24 ページの資料を見ますと、学校や先生たちから認められてるとか、学校が楽しいって思ってる子どもたちが若干なりとも増えているということで、ここについては、先生方が学校に居場所をつくらうとしていらっしゃる努力の結晶なんじゃないかなと思います。ここが減っていた上で、不登校が増えているのであれば、もう誰もが学校を嫌いになってるんだっていうことなんだろうけれども、何とか学校に来て欲しい、あなたのことを大事に思ってるんだっていうことを先生たちはきちんと子どもたちに伝えられているという表れではないかなと思うので、いろいろケースもあって先生方だけでは対応できないパターンもあるとは思いますが、先生方が非常に頑張っておられる中で、学校に行かなくていいんじゃないかって思われていることは非常に悲しいなと思います。

○市長

今の委員のお話、その学校に行かなくてもいいという、それが普通になるというか、あたり前になってきているような感じがしています。そのような状況に対して、大きな方向性としては、無理してまで行かなくてもいいということかもしれませんが、やはり、学校に行って、友達と一緒に勉強するということは大切なことだということを、周知して理解してもらえるような、そのような取り組みも必要なのではないかと思いますが、他の委員さんはいかがですか。

○久原委員

学校に行ってもらえれば、それが一番いいんでしょうけど、それができない事情を持ってる子がいるという現実をどう捉えて、どう対応するかというのが課題ではないかなと思います。

○市長

連絡を取ることでできない子ども、何かのきっかけでまた登校する気持ちになるような子どもと様々ですが、できるだけ学校に行ってもらえるように、行きたいと思ってもらえるような雰囲気が必要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○潮見委員

生きていくためには、やはり、ある程度、計算などは必要だと思います。社会で、実際に生きていくためには、計算する力、読める力が要りますよね。保護者もそれを承知の上で、学校に行かなくていい、そんなの必要ないとは多分考えていらっしやらないと思うんですけど、最低限のことを教えてくれるのは学校なんですよね。子どもたちには学校で学ぶ権利もあるわけで、生きる力を身につけるためには学ばなきゃいけないんだよ、教育を受けなきゃいけないんだよということを子どもたちや保護者に伝えていくことが大事かなと思いますね。

○和田委員

社会で自立できるというのが大切だと思います。そういうことを学ぶには、多分オンラインだけでは難しいでしょうし、人と触れ合うということも大切だと思います。人との付き合いが苦手な人もいますけれども、やはりどこかで自立していくということを伝えていくというように、少し目の向け方を変えていけばいいのかなと感じています。それが親であったり、周りの人であったり、また、学んでいく居場所として、学校があるんだということで、いずれ1人で自立しなきゃいけないということをしっかり伝えていくことが大事なのかなというふうに思います。

○市長

ありがとうございます。時間も大分長くなってしまいましたので、いじめと不登校については、ここで終わらせていただきたいと思います。最後に、今の件に関して、学校教育課長から何ありますか。

○学校教育課長

学校に復帰してもらおうということは、子どもたちにとっても大切なことだと思いますので、課題として受け止めまして、今後、学校教育課としても努めてまいります。

○市長

それでは今の議題につきましては、ここで終わらせていただいて、次に、スポーツ推進計画の現在の状況等について説明をいただきたいと思います。ここで一旦休憩とさせていただきます。

(2)スポーツ推進計画（骨子案）について

○市長

それでは、再開します。次に、スポーツ推進計画骨子案について提案させていただきたいと思います。このスポーツ推進計画につきましては、6月に開催しました第1回総合教育会議で委員の皆様からご意見をいただいた後、学識経験者や関係団体の皆さんからなるスポーツ推進審議会において議論を重ね、具体的な施策を盛り込んだ骨子の案がまとめられております。こちらについても、所管課の説明を受けた後、スポーツの振興と推進に向けた意見交換を行いたいと思います。それでは文化・スポーツ振興課長は説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長

それでは、自分の方からスポーツ推進計画骨子案について説明させていただきます。

はじめに、「スポーツ推進計画について」という資料をご覧くださいと思います。当初は12月までに完成するスケジュールで策定作業を進めておりましたが、スポーツ推進審議会において委員の皆さんから、当初のスケジュールでは期間が短く、意見の反映が難しいとの意見がありましたので、下の変更後のスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。大きな変更点については、スポーツ推進審議会の回数を3回予定してたところを1回増やし4回にしております。今後の予定といたしましては、11月下旬に第3回スポーツ推進審議会、12月議会の文教福祉委員会でスポーツ推進計画案の報告、1月にパブリックコメント、2月に第4回スポーツ推進審議会を経て、教育委員会にスポーツ推進計画の答申、3月議会の文教福祉委員会で報告を行い、3月末完成に向けて進めて参りたいというふうに考えております。

次に、筑紫野市スポーツ推進計画骨子案についてとなります。資料をお開き願います。

まず、表紙をめくっていただいて、目次をご覧くださいと思います。前回6月の総合教育会議で、第3章基本理念の基本目標までをお示ししておりました。その後、先ほど市長からもありましたけれども、スポーツ推進審議会、それから市内部の会議等で関係課との調整をさせていただき、一部修正を行っております。本日は、大きな変更点について、説明させていただきたいと思います。まず3ページ、サイドブックスでは5ページとなります。

3ページ下段ですが、本計画の最上位計画であります第七次総合計画の概要を追記しております。次に11ページ、サイドブックスでは13ページをご覧ください。

人口の将来展望の追記をさせていただいております。次に15ページ、サイドブックスで17ページになります。

スポーツ施設 利用可能種目の位置図に表を追記させていただいております。次に、18ページ、サイドブックスでは20ページとなります。

スポーツ施設の利用者数の表の右端に各スポーツ施設の稼働率の追記をしております。次に20ページ、サイドブックスでは22ページをご覧ください。

競技別体育奨励助成金の内訳の追記をさせていただいております。次に37ページ、サイドブックスでは39ページとなります。

現状とアンケートから見てきたことの、スポーツ施設・環境の下段2つ目からとなります。もっとスポーツや運動をするための条件として、身近にスポーツ施設や運動できる場所が欲しいが一番に挙がっている、次に、財政面では、社会保障関係費の増加や公共施設の改修、更新

に係る財政需要の増大など、厳しい財政運営が見込まれる中、スポーツ施設についても整備や維持管理に際し、財政負担が見込まれる、以上 2 点の課題を追記しております。それ以外にも文言等の修正等がありますけれども、後程ご覧いただき、ご確認していただけたらと思います。以上が前回の総合教育会議で示した、第 1 章の計画の概要から第 3 章の基本理念の 2 の基本目標までの大きな変更点となります。

次に、第 3 章の施策体系からの説明をさせていただきます。ここからが、今回、新たに提案させていただく内容となりまして、具体的な施策の展開へと入ってまいります。また、この箇所が本市のスポーツ振興を進めていく重要な点となります。この計画が絵に描いた餅にならないよう、極力具体的な内容となるように記載させていただいております。説明については、時間に限りがありますので、重要な点を読み上げながら説明させていただきたいと思います。それでは 40 ページをお開きください。サイドブックスでは 42 ページとなります。

施策体系についてです。記載のとおり、基本目標の 6 つの項目に 26 の施策が紐づく構成としております。次のページをご覧ください。

この計画のハード面となります。基本目標 1、スポーツ施設の充実・環境の整備、(1)スポーツ施設の計画的な整備についてとなります。新たなスポーツ施設の整備については、次の理由により総合体育館の整備を優先的に検討することとしています。①市民アンケートにおいて、新たなスポーツ施設として総合体育館を望む声が大きかったこと、また、市民が今後やりたいスポーツでは、卓球やバレー、バドミントン、バスケットボールなどの体育館でのスポーツの割合が高かったこと。②建設から 40 年を経過した農業者トレーニングセンターの大規模改修が 10 年以内に必要であり多額の工事費が見込まれていること、さらに隣接する勤労青少年ホームの大規模改修もあることから、本市の総合体育館のあり方を総合的に検討する必要があること。③本市の総合体育館である農業者トレーニングセンターは近隣市の総合体育館と比較しても狭く、観客席や冷暖房等の設備についても課題があること。④大地震等の大規模災害時の避難所の拠点施設としての機能が期待されること。なお、新たな体育館整備の検討に際しては、その必要性も含め、現施設の課題整理や施設の整備を進める場合には場所や規模、事業費や事業手法などの検討が必要となるため、スポーツ施設整備基本構想の策定に取り組むこと。その他のスポーツ施設の整備については、市民ニーズや費用対効果を踏まえ、必要に応じて検討すること。スポーツ施設の整備については、以上の表記としております。

新たなスポーツ施設については、多くの施設を整備することが理想ではありますが、財政面等の問題もありますので、まずは、優先的に総合体育館を検討することとしておりまして、この計画の中で規模、場所を定めることは難しいと考えておりますので、現施設の課題整理を行い、整備を進める場合には場所、規模、事業手法等の検討が必要となるため、この計画とは別にスポーツ施設整備基本構想の策定を行うこととしております。

次に、(2)既存スポーツ施設・設備の改修についてとなります。次のページをご覧ください。

一番上ですが、大規模改修等の時期に合わせて、各施設の利用状況等を踏まえ、その施設の利用、利活用方法を再検討するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。また、市民が快適に施設を利用することができるよう更衣室、シャワー室等の設備の整備を検討します。

次に、小中学校体育館での空調設備の整備をはじめとする、市内のスポーツ施設での熱中症対策を検討すること、これに関しましては、今年度、異常気象による気温上昇に伴い、環境省が発表する熱中症警戒アラートが福岡県で過去最多の 57 回を記録したこともあり、利用者の安全を確保する観点から記載しております。

次に、(3)スポーツ施設の利便性の向上についてとなります。現在、無料のスポーツ施設や小中学校体育施設については、受益者負担の観点から、施設利用料を徴収し、スポーツ施設の利便性につながる整備を検討します。これにつきましては、他市町村の状況、それから、今後小中学校の空調設備の導入を検討するにあたり、施設利用料を徴収する必要があるものと考えておりますので、その内容を記載しております。次のページをご覧ください。

基本目標の指導者・ボランティアの育成についてです。これ以降が、この計画のソフト面の内容となります。本市のスポーツ振興については、約 5,000 人の会員を抱える筑紫野市体育協会との連携協力が必要不可欠と考えておりますので、特に体育協会との連携、協力を記載しているところとなります。内容に入っていきます。基本目標 2、指導者ボランティアの育成については、(1)スポーツ指導者の育成のなかで指導者の発掘、それから指導者研修の充実、指導者資格取得の支援について記載しております。

(2)スポーツボランティアの育成については、これに関して特に重要な点として、②のスポーツボランティアの育成、スポーツボランティアを希望する市民が、スムーズに活動できるよう、体育協会をはじめとする関係団体等と連携協議しながら、人材発掘や活動場所の提供につながる仕組みづくりを検討します。現在、スポーツボランティアの把握、それから活動場所に繋がる仕組みがないことから、仕組みづくりの検討について記載しております。次に、45 ページ、サイドブックスは 47 ページご覧いただきたいと思います。

基本目標 3、生涯スポーツの推進については、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がスポーツを楽しむことが重要と考えておりますので、イベントの充実、それから障がい者スポーツ、高齢者スポーツ等について記載しております。特に、この中で重要な点につきましては、47 ページをご覧ください。サイドブックス 49 ページとなります。

中段に記載しています、(7)体育協会や地域スポーツ団体との連携協力、①体育協会との連携協力、市のスポーツ振興に大きく寄与し、各種競技団体を抱え、多くの市民が所属している体育協会の組織及び活動が充実するよう、継続して連携、協力を行っていきます。また、補助金を通じて、体育協会の活動が、会員増を含めたさらなるスポーツ振興となるよう、必要に応じて協議を行います。次に、体育協会の活動や方針を定める理事会等に市職員が参加し、市の方針との整合性を確認するとともに、指定管理業務をはじめとする体育協会の活動が、さらなるスポーツ振興に結び付くよう働きかけます。体育協会への市の関与については、限定的なものになりますけれども、市の補助金事業、それから指定管理の成果が上がらない場合は、その原因について、実施内容を含めて協議を行うこと、体育協会の取り組みと市の方針や方向性との整合を図るため、偶数月に開催されます理事会へ市の職員が参加することとしております。次に 49 ページ、サイドブックス 51 ページをご覧ください。

4、子どものスポーツの充実についてです。この中で特に重要な点につきましては、(3)の中学校部活動の地域移行の推進と考えています。この中で、①中学校部活動指導員の体制の構築、

それから、②部活動指導員の育成、次のページをご覧ください。

③指導者資格取得の支援、④運動部活動の支援を記載しております。なお、中学校部活動の移行の件につきましては、この後、協議調整事項の 3 のなかで、部活動の地域移行に係る検討状況について説明させていただきたいと思っています。そして次のページ、基本目標 5、スポーツによる地域活性化について記載しております。

次のページに、基本目標 6、アスリートの育成・支援について記載しております。以上、簡単ではございますが、スポーツ推進計画について説明させていただきました。

○市長

今、スポーツ推進計画骨子案について説明を受けましたけれども、委員の皆様からご意見などございましたらお願いします。

○久原委員

27 ページ 1 のスポーツに係る指導の有無の結果ですが、指導したくないという人が非常に多いですね。それから 29 ページもですね、スポーツボランティアへの参加意向の結果として、参加したくない人が非常に多いんですね。こういう現状の中でスポーツ指導者、それからスポーツの支援について、抜本的に考え直す必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。体育協会やスポーツ推進委員さんだけでは、もう間に合わない時期に来てるんじゃないかなという気がします。

先日、市の功労者賞表彰があったときに、全国大会とか世界大会で 1 位になってる子どもたちが随分いるんですよ。この子たちがリーダーシップをとれるようになって、その下の人たちを育てるみたいなことがあったらいいなと思うんです。できれば、総合型スポーツクラブの体制の中でそういう人達を位置付けながら、指導者を育成するっていうことと、支援する人を登録するスポーツバンクの仕組みづくりができないかということ。スポーツの指導者バンクとスポーツ大会等を支援する人たちのバンクっていうのがないんじゃないかなという気がしますんで、そういうことも含めて、是非とも考えてほしい。これから先、人材不足になることは、スポーツを推進するにあたって支障が出てくるんじゃないかなという気がしてます。ですから、それをまず考えて欲しいなというのが 1 つです。

2 つ目はですね、地域コミュニティの形成に寄与するというのが、ありますよね。それとあと 41 ページにもスポーツ施設の計画的な整備の中に、コミュニティセンターの新設や大規模改修時にはヨガやストレッチ等の軽運動ができるスペースの確保に努めるっていうふうにあります。こういうふうに、このコミュニティセンターやコミュニティ運営協議会の部分がスポーツの計画に盛り込まれたことがあまりなかったんじゃないかなという気がするんです。それが、今度は盛り込まれてるっていうのは、非常に私は有意義だと思います。

大野城市のコミュニティは、昔から全国的にも早くから取り組みを進めてきたという事例があるんですね。あそこは 4 つのコミュニティセンターがありますが、コミュニティセンターができる前にまず体育館を作って、その体育館での活動が、今の筑紫野市のコミュニティセンターの役割を果たしていったという経緯があるんです。要するに、スポーツを通じた地域づくり

ってというのが考えられていたということで、全国的にも早く、コミュニティセンターで取り組んだところであると思うんですけども、地域コミュニティの形成において、スポーツは非常に有効であるので、プラスアルファで考えて欲しいなという気がします。健康推進課が所管している健康づくり運動サポーターについて、要するに、地域で軽スポーツの発展をさせるために市がサポーターを養成して、地域のコミュニティセンターや公民館で市民相手に軽運動を指導してもらおうと、研修したことを地域で生かせる場がある、そういうシステムをつくってやるっていうのは、非常に指導者育成では大きいと思います。コミュニティでは、卓球、バレーやモルック、ボッチャなどが各コミュニティ運営協議会主催の大会が行われたり、健康づくり運動サポーターの人たちが各地域の公民館のサロンで指導して、普及したりとされてますので、生涯スポーツとの関連も含めて、これから先、非常に重要になってくるのではないかなと思いますので、是非とも盛り込んでいただけたらいいなというふうに思います。

○市長

今の件で課長、なにかありますか。

○文化・スポーツ振興課長

今の意見の中で、一番大きな点といたしましては、やはり指導者育成の問題だというふうに捉えております。市としても、その観点は非常に大事だと思ってますし、今から部活の地域移行も始まりますので、そこについてはこの計画の中でしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。現在、この体制づくりに関しましては、一番重要な点と考えているのが、やはり体育協会との連携であろうというふうに考えております。まずは、その点を強化させていただいて、そのあとに人材発掘、それから活動場所に繋がる仕組みづくりを検討させていただきたいというふうに考えてるところでございます。

○市長

基本的に今の段階ではスポーツ推進計画ということなんで、骨子というか、大きな流れを定めるものというふうに思ってます。具体的には、またこれをベースにそれぞれの施策や事務事業を組み立てていくことになると思うんですけど、提案がありましたようなことをこれから先、組み入れていって進めていただきたいといったご意見ですが、よろしいですか。

○文化・スポーツ振興課長

まずは、体育協会との連携を強化させていただきたいと、まずはそこを重点的にさせていただきたいというふうに考えております。その後、様々な考え方や手法があると思いますので、また、その中で検討させていただきたいと考えております。

○市長

スポーツバンクの話も出ましたが、言い方を変えれば、ボランティアバンクみたいな、そういうふうなことでいいわけですね。そういうようなことをやっていただけるようなグループ、そのようなことも一応検討はしていただけるようになってるんでしょう。

○文化・スポーツ振興課長

はい。もちろんでございます。

○市長

他にありますか。

○潮見委員

第4章の45ページの生涯スポーツの推進の中でのスポーツイベントの充実というところで、この推進計画はもう本市の現状と課題がよく整理されて、大変、短い期間だったと思うんですけども、よくまとめてくださってるなと思うんですが、ただ1点だけ、スポーツイベントの充実の中で、福祉団体との連携っていうところ、健常者の方も障がいを持ってらっしゃる方も一緒に楽しめるみんなのスポーツなんだよっていうところをもう少し明文化していただけたら嬉しいかなと思います。

○文化・スポーツ振興課長

潮見委員がおっしゃるとおり、障がいの有無にかかわらず、ともにスポーツをすることは、とても重要と考えております。そのため、障がいの有無にかかわらず、ともに楽しめるスポーツについては、この中で言うと、ニュースポーツが該当するのではないかというふうに考えております。45ページの中に、スポーツイベントの充実について記載があります。その中のですね、③その他のスポーツイベントの開催というところで、スポレクフェスタについての記載がありますので、そういったところを含めて、障がいの有無にかかわらず、ともに楽しめるイベントであるということがわかりやすくなるような表現を整理し、再度スポーツ推進審議会の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○牛川委員

41ページからの具体的な施策の展開ですが、0が1になり1が2から3になりという、すごく丁寧にまとめられていて、具体的にこうしたほうがいいということがわかりやすいです。おつかれ様でございました。

ちょっと2点、感想みたいなことにはなるんですけども、41ページ総合体育館の整備、もうこれは一市民として本当に切望しております。

例えば、有観客で大きな試合があるとすれば、有名な選手が来る大きな試合があるとなれば、あまり興味がない人たちも見に行っちゃおうかなという気軽な気持ちでスポーツに接する一番の取っかかりになるんじゃないかなと思います。そこから、やってみようかなとか、観に行こうかなという気持ち、もしくはそういうスポーツに関わってボランティアをやってみようかなというか、そういう気持ちになるきっかけとして触れることができればいいかなと思います。残念ながら、なかなか筑紫野市でそういった大きなスポーツ大会を見る場所や設備が少ないので、もしこういった総合体育館の整備という点でご検討いただけるのであれば、もちろん時間もお金もたくさんかかるものなので、なかなかすぐにはお願いしたいところではあ

りますけれども、あったらいいなと思います。

また、大きな体育館等の施設っていうのは、万が一の有事の際には大きな助けになる施設かなと思います。大きな体育館があるという意味では安心感も市民の中には持ってもらえるのかなと。

これはもう本当にオプションのオプションになると思うんですけども、最近出てきた、BMX やスケートボードなどの都市型スポーツはどこでもかしこでもできるものではないスポーツで、そういったものを例えば筑紫野市のこの体育館では練習ができる、もしくは競技ができるっていうような、そういった目玉があればいいなと、人を呼べる目玉にもなるかなと、もう本当に夢の話でございますが、思ったりもしております。

また、中学校部活動の地域移行の推進の中では、指導者資格取得の支援、もちろん体も心もまだまだ成長段階途中の子どもたちと関わってもらうので、ただ技術が伸びればいいというものではないと思います。指導者の方には、いろいろなそういったところもサポートしていただく、いろんな技術以外の面も指導者として持っていただかないといけないところっていうのもあると思いますし、そういう指導者であれば親としても安心してお任せできるかなという点があります。ですので、こちらに書いてあります日本スポーツ協会公認指導者等の資格、いわゆる一般的なただできますよ、教えられますよというのではなくって、きちとしたこういう公的な資格を持っていますということ、これはすごく大事なことなんじゃないかなと思うので、もちろん指導者の方にはそういったご負担はかかるとは思いますけれども、市を挙げて、是非とも支援していただきたいなと思います。

○市長

牛川委員の話は、総合体育館の建設に向けて前向きに進めて欲しいという話の一つと、指導者については、後程、別の所管の方から、地域移行の議題の中でその指導者の話もされますが、今、説明しますか。

○文化・スポーツ振興課長

資格支援の件について、ちょっとお話をさせていただきたいと思ってます。

まず、ここの中で記載してます、日本スポーツ協会の指導者の資格というところがあるんですけども、これについては学校運動活動において、必要とされる知識、技能に基づきながら、子どもたちたちにスポーツや運動の楽しさ、安全安心な活動を提供するための資格であります。日本スポーツ協会公認のジュニアユースのスタートコーチという資格があり、日本スポーツ協会の中で部活動の地域移行についてこの資格が有効ですよとされているものでもありますので、資格を取得する際の費用の負担を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○市長

部活動の地域移行の中で、どういう方に指導してもらえるかというのも今日の議論の一つなのですが、連携し、協議しながら進めていただければと思います。

○和田委員

指導者の資格取得支援でございますけれども、昨今、見ていますと、ちょっと勝利至上主義、勝つことを優先に指導が行き過ぎるという状況があっているようですので、やはり、移行となったときに、強くなっていけば、人気が出て、プロチームみたいなやり方になってしまうのかなと、それであれば、子どもたちのことを考えると、人権なども大切になってくるのかなと思います。人権意識をもった指導への支援をやっていかなければいけないと思います。これは、部活動の移行もそうですし、地域の社会スポーツもそうかなというふうに思っておりますので、この指導者支援では、心の教育も一緒にしていただければというふうに思っております。

もう 1 点は、既存のスポーツ施設の設備ということでございますが、障がい者スポーツなどがこれから増えていくものと思いますが、42 ページにありますように、大規模改修のときに合わせてユニバーサルデザインに配慮したという形で、車椅子でもどこでも行けるとかですね、そういう健常者、障がい者関係なく、みんなが使えるような、車椅子スロープを作るとかそういう取り組みが必要になってくるのかなと。その中で、小中学校の体育館におきましては、もちろんそのようなユニバーサル施設も必要なのですが、ここに、空調設備を始めとする熱中症対策というふうに書いてますけども、今年は 60 日間ですかね、太宰府が記録しましたけども、中学校、小学校の体育でプールは 1 学期で終わってしまうんですよ。夏休みはプールの授業はございませんので、そうなるとう暑い中、体育館や運動場で体育の授業をしているのかと、こう思いますと、体育教育の場でも空調設備というのも必要でしょうし、また昨今の豪雨などを考えますと、二次避難所として山家地区では小学校の体育館が指定されております。その体育館に、そういう設備がない、豪雨などの際、蒸し暑いときに、防災の面でも空調設備は必要ではないのか。また、社会スポーツはもちろん、いろんなスポーツ団体等が体育館を使っておりますし、実際に大会をやっても、人が入ると気温が上がりますので、そういう意味では、空調設備は早急にやっていく方がいいのかなというふうに思います。小中学校体育館で、少しずつ整備はされてるかと思います、長寿命化に併せてですね。改修などをされる際に、空調設備をしていただければなというふうに思っております。

○市長

今、指導者の人権的な面を含めた指導ですね、勝ち負けだけにこだわらないような、そのような指導者を育成すべきであろうという点が 1 点と、障がい者なども参画できるユニバーサルデザインに向けた既存の施設の改修についてのご意見、それから、空調設備、どうしていくのかというふうなお話が出ましたが、これについては、安楽課長でいいですか。

○文化・スポーツ振興課長

まず、指導者への人権に関する指導、育成というところになるんですけども、それに関しては、この計画の 43 ページ、その上のなかの②指導者研修の充実、サイドブックスは 45 ページにあります。そのなかの 2 番目になります。

指導者の資質の向上を図るため、体育協会で開催している少年スポーツ指導者研修や体協研修について、支援、協力しますと文言があります。この中で、人権研修を行っておりますし、

また、市といたしましても、今後、支援、協力していきたいというふうに思っております。

また、生涯スポーツセミナーをはじめとする様々な機会において、スポーツでの人権の大切さ、それから、けがなどの問題対応について啓発していきたいというふうに思っております。

そして、部活動の地域移行でも、この話は大事な部分だと思っております。その点については、筑紫野市部活動地域移行検討協議会を立ち上げておりますので、その中で、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

次に、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリーの関係になると思います。この点については、基本的には大規模なものは、やはり大規模改修に合わせてやる方が費用面でも期間的にも効率がいいと思っておりますので、その際に行うこととし、できることであれば可能な限り進めていきたいというふうに考えております。

それから、最後に空調設備の件になるんですけども、先ほど和田委員の方から指摘がありましたとおり、やはり児童生徒の健康面、それから授業、また、部活動に大きな影響があり、市としても、喫緊の課題と捉えておりますし、また、避難所における良好な環境整備の観点からも、喫緊の課題と考えております。現在、空調設備の設置に伴う費用や効果等を検証している状況でありますので、その中で、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○市長

よろしいですか。一応、今のところの推進計画についての中間報告になりますけど、これからも教育委員会の会議等で、何かお気づきの点がありましたら、また、ご意見をいただきたいというふうに思っておりますので、この議事についてはここで締めさせていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら、最後の議案でありますけども、部活動の地域移行に係る検討状況ということで、提案をさせていただきたいと思えます。

(3)部活動の地域移行に係る検討状況について

○市長

部活動の地域移行につきましては、令和 7 年度までを改革推進期間として、休日の部活動を地域に移行する方針が国から示されておりますけども、先日、報道されたところでは、令和 8 年度以降、数年間の改革実行期間を設けた上で、平日についても地域移行を進める案が議論されるなど、待ったなしの状況となっております。

本日は部活動の地域移行の動向や教職員、保護者アンケート等による本市の状況について、所管課の説明を受けた後、部活動のこれからについての意見交換を行いたいと思えます。それでは学校教育課長は説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、部活動地域移行に関する現状と課題につきまして説明させていただきます。資料

は 1 ページ目、右下にページ数、記載しております。

1 ページ目ですが、構成としましては、まず、部活動の地域移行の概要、そして、筑紫野市の部活動の状況について、その後に、昨年実施しました教員アンケートの結果について、最後に、今年度実施した児童生徒保護者アンケートの結果について説明させていただきたいと思っております。3 ページをご覧ください。

部活動の地域移行についての議論がなされている背景ですが、学校部活動につきましては、教育的意義から学校教育の一環として行われておりまして、教員の意欲や熱意によって支えられて運営されております。ただ、少子化や教員業務の増加、教員不足が一層進展するなか、現行体制での維持が困難になってきている状況です。

そこで、国が学校部活動の地域連携並びに地域主体によるクラブ活動への移行につきまして、地域の実情に応じて、可能な限り早期に取り組むよう方針を示しているところでございます。国が示してる方針を抜粋しております。

まず、学校部活動、学校から段階的な切り離しとしまして、教員の部活動への関与、兼業についての考え方の整備、部活動指導員や外部指導者の確保、教員の休養日を確保することを謳っております。

また、新たな地域クラブ活動の受け皿確保として、関係者を集めた協議会などの体制整備、生徒の活動の場としての地域クラブの整備、困窮家庭への支援を謳っております。

最後に、地域移行に向けた環境整備、持続可能な環境の一体的整備としまして、子どものスポーツ文化芸術活動の最適化、体験格差の解消、休日における地域の環境整備、移行から推進し、段階的な整備を進める。令和 5 年度から令和 7 年度を改革推進期間として、可能な限り早期の実現を目指す、大会参加資格の見直し、全国大会のあり方を見直しと補助金の見直しも行うということで、国が方針を示しているところでございます。4 ページをご覧ください。

国のこの方針を受けまして、福岡県が示す方針の抜粋を記載しております。県としましては、生徒にとって望ましい地域クラブの活動の構築ということで、地域の実情に応じた休日の部活動の地域移行を中心として、次に記載したものが謳われております。

まず 1 点目、部活動の教育的意義や役割を継承発展することが前提であるということ。また、適切な休養日や健康・安全の確保、体罰等の防止などの適切な運営、専門性を備えた指導者、ふさわしい施設、発達段階やニーズに応じた活動の充実、生徒が継続してスポーツ・文化活動に取り組める環境整備、教師の働き方改革への寄与、地域の運営団体・実施団体のもと学校と地域が連携協働して活動、可能な限り低廉な会費の設定ということを方針として定めております。

そして、赤い点線で囲っておりますが、令和 7 年度までに休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することを推進していくということで、令和 7 年度末までに環境が整わない場合は、これまでの学校部活動の継続や地域連携等の枠組みの整備を行うことが、県の方で示されております。

これを受けまして、筑紫野市のスケジュールといたしましては、実施方針の検討というところですが、文化・スポーツ振興課が先ほど説明したスポーツ振興計画との整合を図りながらとなりますが、現在、協議会を立ち上げておりますので、その中で、今年度中に実施方針を検討

し、決定を行うこととしております。決定された方針に基づきまして、令和 7 年度につきましては、運営団体や指導者の確保、その他の環境整備等を行い、令和 8 年度から実施していこうと思っているところでございます。5 ページをお開きください。

学校部活動の地域移行ですが、地域移行につきましましては、大きく地域移行と地域連携の 2 つが示されております。その 2 つにつきまして、少し説明をさせていただきます。地域移行の例につきましましては、この図にも載せておりますが、部活動と別に新たなクラブを創設したり、または、既存の地域のクラブを活用するという形になりまして、学校管理外の活動という形になります。活動費等の受益者負担が前提となったものでございます。こちらには、メリットデメリットがそれぞれございまして、記載のとおり、メリットにつきましましては、当然専門的な指導を受けることができます。学校規模とか、生徒数によらず活動を行うこともできます。また、こちらは、教員が全く関与しませんので、教員の負担軽減に繋がります。デメリットとしましては、先ほども申しましたが学校管理下の活動ではなくなる、保険加入等や活動費等の受益者負担が一定発生する、活動場所が自分の通う学校以外になる可能性があるということがデメリットとして挙げられます。地域連携の例につきましましては、こちらも図に示したとおりでございますが、こちらは現在の部活動を維持する形でございます。当然、学校管理下の活動という形になります。部活動指導員というものを部活に派遣しまして、教員の負担の軽減を図る、これが地域連携という形になります。こちらもメリットデメリットがございまして、メリットとしましては、指導員を派遣しますので専門的な指導を受けることができます。教員も一定の負担軽減が図られます。それと自身が通う学校で活動ができるということがメリットです。デメリットとしましては、学校規模とか生徒数により活動できないクラブが発生する可能性があるということで、例えば、過疎地域等で部活動が成り立たないというところに関しましては、この地域連携はちょっと難しいという形になっております。6 ページをお開きください。

先行事例としまして、福岡県の 2 つの市の事例を紹介したいと思っております。まず福岡県宗像市です。こちらは、学校部活動の段階的廃止ということで、令和 9 年 9 月までに学校部活動を完全に廃止するということを今進めているところです。学校部活動につきましましては、教員の勤務時間内に行うサークル活動、週 2 回程度対外試合もない、というところで移行され、これよりもやりたいという生徒につきましましては、その下に書かれてる 3 種類の地域クラブの中から生徒自身が選択して、活動を行うことを目指されておられます。

まず 1 点目が、宗像アカデミー教室ということで、主催は宗像市ですが、企画運営としましては株式会社グローバルアリーナということで、グローバルアリーナという総合体育館がございまして、そちらや学校等でグローバルアリーナの方が企画運営をして定期的に開催することで、専門性の高い指導者が参加者の技能に応じて指導を行っておられます。現在は、土日に月 2 回程度開催されておりまして、令和 9 年 9 月に向けて、年々増加をしていくということで、現在、年間 1 万円程度の会費が発生しているようでございます。

2 点目が部活動改革に合わせて新設されたクラブということで、こちらにつきましましては兼職兼業の教員が中心となって既存の部活動に近い取り組みを行うものでございます。ただし、こちらは部活動ということではなく、地域クラブということで実施するということでございます。

3 点目が中学生も参加できる既存の地域クラブということで、社会体育チームです。筑紫野市

でも存在しますが、既存の社会体育チームを利用して、社会人や小学生などと一緒に参加をするというものの、この 3 つの中から選んで部活動の地域移行を目指すという取り組みを宗像市では進めております。一番右側、会費とか用具、あとは現地までの交通費、あとは保険料とかもかかってくると思いますが、こちらはすべて受益者負担で行うというふうな形を取られているようでございます。こちらが宗像の先行事例です。続きまして 7 ページをご覧ください。

こちらが福岡県大野城市の事例です。こちらは、今年度から 1 校で試行中でございます。特徴といたしましては、平日については、地域連携ということで、学校部活動を継続して教員の顧問を引き続き配置をする、現状を維持するということです。外部指導者を派遣することによって地域連携を推進していくとしております。休日につきましては、地域移行ということで、休日の部活動は学校管理外の地域クラブに移行する形を取っておられます。運営主体につきましては、大野城市地域クラブ活動実行委員会というものを新たにつくられて、そちらを運営主体とされておられます。地域クラブの活動の場所とか、活動する用具、あと活動内容につきましては平日の部活動と同じ内容とするというところで進めておられます。図にも示している形になりますが、活動実行委員会の方が中心となりまして、コーディネーターの配置とか、スポーツ協会に委託をして、指導者バンクをつくって、スポーツ協会から指導者を地域クラブ活動に配置をするというような形で地域移行を目指しておられるということです。以上 2 点、先進事例を説明させていただきました。8 ページをお開きください。

筑紫地区の他市の状況等でございます。見ていただいてわかるように、大野城市が先行して試行を開始しておりますが、大野城市以外の他市は現在検討中というところでございます。下の四角の部分になりますが、地域移行後も一定数の教員が兼業として指導を行うことが想定されております。教員の異動というのが筑紫地区内で行われることから、部活動の地域移行の運用が統一できないか以前から協議を行っておるところですが、今年の 8 月 6 日、最終的に筑紫地区の教育長会議におきまして、原則として各市いろんな事情がございますので、各市の実情に応じた運用方法を検討していくということになりましたが、運用方法や謝金単価につきましては、可能な範囲で筑紫地区統一を図ることとされたところでございます。謝金単価につきましては、筑紫地区内で高かったり低かったりとかになりますと、高いところに流れていくとかいうところもございますので、そのあたりはなるべく統一しようというところになっておるところでございます。9 ページをご覧ください。

ここからは、筑紫野市の部活動の状況につきましてご説明させていただきます。10 ページをお開きください。

こちらは、令和 5 年度の筑紫野市の部活動の状況になっております。現在、筑紫野市の部活動、一番左の陸上部から、右から 5 番目の放送部まで 21 の部活動がございます。黄色い部分、こちらは下に※印を載せておりますが、通常は地域のクラブで活動しておられますが、中体連などの大会出場のためには学校からの出場ということになりますので、そのために登録している競技になっておりますので、硬式テニスから空手につきましては、通常の部活動としては、存在しない形になります。あとは、単独ではチームをつくっていないというところもあります。こちらが、ソフトボールになります。こちらにつきましては、現在、合同チームで活動しているという状況でございます。あと、空白の部活もございます。例えば一番左の陸上部、こちら

につきましては、天拝中が空白となっております。天拝中以外の 4 つのところは陸上部がありますが、天拝中は存在しないというところになります。また、卓球部につきましては、筑山中が空白となっておりますので、筑山中以外は卓球部が存在するというところを表で示しております。

続いてはその左下、入部率になります。入部率の一番下にありますが、運動部、文化部含めて 79.7%、約 8 割の方が何かしらの部活に入部しているという状況になっております。

続きまして、右側、部活動の活動状況につきまして、令和 5 年度末に各校長先生に聞き取りを行っております。練習日につきましては、平日は週 4 日以内、休日は週 1 日以内で実施をしておられます。練習時間につきましては、学校によりますが、概ね放課後から 18 時ごろまでで、季節によっても若干時間は変わります。朝練習につきましても、学校によりますが、一部の部活動で実施されている状況です。その他の意見としまして、地域移行に賛成の意見が多かったのですが、教育的指導の観点から教員が引き続き担うべきという意見もございました。続いて 11 ページをご覧ください。

参考までに、全国的な傾向をお示しするものです。すみません、ちょっと小さくて申し訳ないのですが、左側、少子化人口減少の加速化というところに、赤文字で書いておりますが、今後、2048 年までに 90 万人強が減るところで、中学生も人口減少が進んでいく、全国的に進んでいくという状況にございます。右側、中学校における合同部活動の実施チームの推移ということで、平成 25 年度と令和 4 年度の状況を記載させていただいておりますが、こちらも例えば、軟式野球は平成 25 年度 154 のチームが合同チームとして実施参加されておりましたのが、令和 4 年は 889 チームに増加しているというところ、これは団体競技においては、年々増加している状況が示されているところです。下の方に書いておりますが、筑紫野市では現在のところ人口も微増しております。生徒数も維持、微増で推移しておりまして、今後、数年間は同様の傾向が続くものと見込んでおります。ただ、中長期的には全国的な傾向同様、減少に転じる見込みであります。将来的に、少子化が進展する中でも、子どもたちがスポーツや文化芸能活動に継続して親しむ機会を確保するための環境整備を行う必要があると考えているところでございます。次のページをお開きください。

昨年度実施しました教員アンケートの結果です。中学校の教員 162 名中 154 名から回答をいただいております。13 ページをお開きください。

まず 1 点目、休日の地域移行後も顧問を担当しますかという問いに対して、32%の教員の方がはいと答えていただいております。そして、約 7 割の方がいいえという回答をされておられます。その約 3 割の方にどの地域で顧問を引き受けたいですかというお尋ねをしたところ、勤務校で引き受けるという方が 56%で、自分の自宅周辺で引き受けたいという方が 32%、その他どちらでも良いという方が 12%ということで、勤務校以外でも、自宅近辺の学校で引き受けてもよいという方も一定数おられるという結果でございました。

次に、顧問を引き受けられることができると回答した先生が指導できる競技を記載しております。希望数というところが、顧問を引き受けられることができると回答した先生が、どの競技で指導できるかということを回答したところでございます。各部によって人数は変わってきますが、その上に必要数を記載しており、例えば、陸上は 4 となっているのは、先ほど天拝中だけが陸上

部がないことを説明いたしましたが、陸上部がある他の 4 つの学校では必要であることから、必要数は 4 となっておりまして、他の部活動につきましても、同様の考え方で数をあげております。そこで、見てわかるとおり、今、現在の環境の中で、部活動を地域移行した場合に、顧問が不足するところが赤いところ、バスケット男子とか、バトミントン男子とか、赤枠のところは必要数以下でございますので、外部指導員がいないと実施ができないという形になるという結果になっております。14 ページをお開きください。

顧問を担当したくない理由は何ですかということで、複数回答で回答をお願いしたところ、多い順ものとしましては、休日が奪われる、時間外勤務の常態化、プライベートが犠牲になる、経験のない競技の指導、賃金が正当に支払われていない、このあたりが大きな原因として挙げられています。お金の関係と休日、プライベートの関係というところになるかと思います。その他、記述による回答もいただいております。主なものとしましては、部活動地域移行に関しては、現実的に難しいのではないかと、よくわからないという意見が多くございました。あと、肯定的な意見の教員でも賃金が見合わない、公務が多忙で指導ができないとの意見がございました。また、長年、部活動を担ってきた教員も、部活動の意義は尊重しながらも携わることへの負担感の訴えがございました。さらに、部活動の指導が勤務時間外の活動であることへの不満が多く寄せられております。あと、顧問を持つと授業準備時間の不足、経験のない競技の指導を行うことへの不安、保護者からのプレッシャーやクレーム、家族の問題などの悩みを抱えておられます。肯定的な教員の意見としましては、今までどおりに指導したい、生徒理解のために大切、部活動があるから登校している生徒がいるなど、生徒指導での効果についての言及もあっているところでございます。次のページをお開きください。

ここからは、児童生徒保護者のアンケート結果でございます。アンケートにつきましては、小学校 5、6 年生、中学校 1、2 年生の児童生徒と保護者に対して行っております。小・中学校の児童生徒につきましては、約 75%の方から回答いただいております。また、保護者につきましては、5 割の方から回答をいただいております。小中学校のアンケートの回答はほぼ類似していますので、ここでは中学校の 1、2 年生のアンケートの結果を紹介していきたいと思います。17 ページをお開きください。

現在、あなたは学校部活動に入部していますかというところでは、84%の方から入部しているという回答がっております。部活動に入部してよかったと思いますかというところでは、とてもよかった、よかった、合わせて 9 割以上、93%の方が回答をしております。18 ページをお開きください。

入部してよかったと答えた方に理由を聞いたところ、友人が増えたというところが一番多く回答がございました。また、技術、技能が向上した、このあたりの回答が多くございました。部活動に入部して良くなかったという方に理由を聞いたところ、楽しめていない、自分の趣味の時間が取れない、という回答がございました。19 ページをご覧ください。

平日の部活動の活動日数として適切だと思う日数を教えてくださいということで、こちらにつきましましては、現在の運用している週 4 日という回答が、半数以上となっております。休日の部活動の日数として適切だと思う日数につきましましては、こちらも現在の運用は週 1 日となっておりますが、約 6 割の方が、1 日がよいと回答しているところでございます。次に 20 ページを

お開きください。

休日の部活動がクラブチームに移行した場合に心配なことは何ですかということで、複数選択で回答いただいたところ、一番多かったのが、活動場所が学校以外の場所になること、活動内容が変わること、そういうところが心配だというふうに回答をいただいております。その下、休日の部活動がクラブチームなどに移行した場合どのようなことを期待しますかというところは、専門的な指導、あと他校との交流という回答が多かったという現状です。21 ページをお開きください。

ここからは中学 1、2 年生の保護者の方にお尋ねした内容です。この右側、お子様が部活動に入部してよかったと思いますかというところですが、9 割以上、92%の方がとてもよかった、よかったと回答しております。22 ページをお開きください。

入部してよかったと思う理由ですが、こちらは生徒と同じように、友人が増えたというところが一番多く回答されてます。あとは、心や体が成長したということも多く回答がありました。部活動に入部して良くなかった理由といたしましては、専門的な指導が受けられない、あとは、人間関係の問題という回答が多くございました。23 ページをお開けください。

保護者として平日の部活動の活動日数として適切だと思う日数ですが、こちらにつきましても、現在の運用の週 4 日がよいが半数以上の回答を得ております。休日の適切な日数につきましても、現在の運用と同じ週 1 日というところを 6 割近い方が回答されております。24 ページをお開きください。

保護者として休日の部活動が地域クラブチームに移行した場合に必要なことは何ですかというところですが、こちらも生徒と同じように活動場所が学校以外の場所になることが心配だという回答が一番多くありまして、その次が、活動費や道具費用の負担が増加することが心配だと回答されておられます。その下、休日の部活動がクラブチームなどに移行する場合、保護者としてクラブチームに求める条件は何ですかというところですが、一番多く回答があったのが、費用負担が大きく増えないこと、次が、子どもの安全確保、この 2 つの回答が多くございました。最後の設問、お子様の部活動やクラブ活動にかかる費用として許容できる費用を教えてくださいですが、3,000 円未満がいいという方が約 8 割、8 割の方は 3,000 円未満がよいという回答をされておられるという状況でございます。

以上説明させていただきましたが、まとめというところで上げております筑紫野市の現状と課題ですが、国としましては、休日の学校部活動について平成 5 年度から 7 年度を改革推進期間として可能な限り、早期に地域クラブ等への移行を実現するよう求めているところです。筑紫野市においても、将来的な少子化を見据えて持続可能な環境整備を行う必要がございます。部活動の顧問を引き続き受け持っていて良いと考えている教員は約 3 割です。現状の部活動の維持のためには、指導者を一定数確保する必要がございます。部活動の意義、重要性はあるものの教員の負担が現在大きく、献身や熱意だけでは維持できない状況でございます。あと、現状の部活動に対する満足度は、生徒、保護者とも非常に高く、入部率も非常に高い状況でございます。また、平日も週 4 日以上活動日数への希望が多く、生徒の居場所づくりとしての貢献度も高い状況です。ただ、専門的な指導が受けられないことへの不満も一定数ございます。学校規模等の関係で、学校毎に部活動の種目の有無に差異もございます。地域クラブには、活動場

所が変わらないこと、費用負担が大きく増えないこと、あとは、子どもの安全確保への期待が高くございます。部活動にかかる費用としては、月額 3,000 円以下という希望が多い、こちらが、筑紫野市の現状と課題となっております。27 ページをお開きください。

これを踏まえまして、学校部活動地域移行検討協議会の第 1 回の協議会を令和 6 年の 11 月 7 日に開きまして、先ほどの内容と今後のスケジュールについて、説明を行っております。今後につきましては、第 2 回の会議を 12 月 25 日開催予定ですが、地域移行に係る実施方針の検討や現状と課題に関する意見交換、課題への対応方針の検討を行って、第 3 回を来年の 1 月から 2 月に開催し、実施方針に係る事務局案への意見聴取を行いながら、来年の 3 月に筑紫野市としての最適な運用方針及び実施方針の決定を行えたらと考えておるところでございます。最後に 28 ページをお開きください。

第 1 回の協議会でいろいろな意見をいただきましたので、その中の主な質問、意見につきまして紹介させていただければと思います。まず、スポーツ推進委員長であります力久委員からは、部活動地域移行に活用できるような総合型スポーツクラブや総合体育施設などの地域資源を整備する予定はあるかという質問がございまして、事務局としましては、既存の施設や資源を最大限活用して最適な実施方針を検討したい、スポーツ推進計画では、体育協会と連携したスポーツ振興の体制整備を盛り込む予定と回答しております。次に、教頭会会長である山田委員からは、地域移行は教員の負担軽減に資するが、部員同士のトラブルやけがへの対応、活動場所の確保、指導方針の統一、指導者研修などの実施など、様々な課題があるのではないかとということで、事務局といたしましては、大野城市では保険の別途加入やコーディネーター配置等に対応しており、先行事例の研究を行って課題等を整理することで、市として最適な運用を検討したいと回答しております。同じく山田委員ですが、保護者も生徒も現状の部活動に満足している状況で地域クラブに移行するのは厳しいし、もったいないのではという意見をいただきまして、事務局としましては、アンケート結果から、大野城市のような今の部活動を大きく変えずに、教員の負担軽減に資する運用を検討していきたいと考えていると回答しております。次に、PTA 会長の森田委員から、今、部活動には費用負担がほぼ発生していないが、地域移行に伴い費用や送迎などの負担が増えることが考えられることから、それについて、事前に保護者に丁寧な説明が必要なのではということで質問を受けまして、事務局からは公費負担の範囲や謝金単価等については、先行事例を参考にしながら、筑紫地区他市との調整を図っていきたいということ、保護者の負担につきましては、説明会等を実施して丁寧に説明していきたいと回答しております。次に、体育協会の副会長である浅谷委員からは、指導者が体育協会として確保できるか心配だというご意見と、トラブルの対応のためには責任の所在を明確化し、組織体制を整備する必要があるとの意見をいただいております。久留米大の准教授、大橋委員には委員長に就任していただいておりますが、大橋委員長の方からまとめとして、今まで教員が不平不満を抱えながらも熱心に取り組んだ結果、高いレベルのサービスをほぼ無償で提供してきた歴史があるが、先行事例の良いところを組み合わせ検討して、サービスのレベルをなるべく維持しながら、どこまで地域や受益者に負担を求めるか、今後、検討していきたいというまとめをいただいたところです。少し長くなりましたが説明は以上になります。

○市長

説明は終わりましたが、この部活動の地域移行にかかる検討状況に対して、委員の皆様方から、ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

○久原委員

学校部活動の地域移行については、もう 3、4 年前から出て来てる問題なんですけれども、簡単に言ったら、教育的だから学校の一環としてっていうのが今あるんですけど、本来であれば、教育課程外なんですよね。だから、国が、教育課程外の部活動については、もうしないって言えば一番簡単なんです。教育課程外ですからね。ところが、教育的意義があるからということで、県の方でも 1 番目に、教育的な役割を継承発展することが前提になってます。だから、非常に厄介なんですよね。日本のスポーツの振興に関しては、この部活動は随分役割を果たしてきたと思うんです。最近いろんなスポーツクラブが出てきたり、商業スポーツ、例えばアビスパ福岡とか、その他の野球のチームが出てきたりとかという形で、随分出てきましたけれども、その部活動が必要だという部分がこのアンケートの中にも出てきてますので、具体的にどうするかを考えていく時期に来てるんだろうと思います。ただ、国は、部活動の地域移行をもう令和 8 年度から実施するって言ったんです。活動には非常に難しさがあって、いろんな課題があるので、そこらあたりを整理しなければいけないという問題もあると思うんです。だから、そのへんを具体的にどうなのかというのを見ていく必要があるのかなという気がします。

実は、私は体操専門です。体操は、福岡県で部活動があるのは、和白丘中学校 1 校です。あとは、全部クラブチームなんです。ここに黄色で印があった体操のところは、多分、私のところの筑紫野体操クラブだと思います。その他にも、グリーンカレッジとか、アクション体操クラブとか、宗像にある塚原体操クラブとか北九州体操クラブであるとか、そういうところに行ってる子たちが部活動で試合に出てるんですよ。だから、そういう地域移行の典型的な例ではないかなというふうに思います。だから、そういうふうになっていくところもあるだろうと思いますが、先生たちが教育的な配慮が必要ということで、ぜひ参加したいというのが 3 割おられるんですよ。ですから、その人達も含めて、地域連携の部分をやっぱり模索していくべきではないかなというふうに私は思ってます。その 3 割の先生方に賃金なり、外部指導者の手当を払ったりしてる事例がありますから、県もできればそこらあたりにつないでいってもらえたらいいというのが 1 つと、あとは、地域クラブに入りたい人はどうぞという部分で、特に出てくるのが、大会との関連ですよ。中体連の大会で、私の体操のように 11 種目の全国大会がなくなりましたね。ですから、中体連の大会自体も見直しが必要だろうと思います。実は、私が体操を中学校のときにしてた際は、県大会まででした。九州大会、全国大会がなかったんですよ、その当時は。だから、そういうことも含めて考える必要はあるんじゃないかな。

それから、もう 1 つは、地域との連携の部分も含めて、福岡大学の体育学部がこの地域移行に試行といいますか、体育学部の生徒たちを使って指導するっていうシステムを作ってるんです。或いは筑紫野市には、高校が 4 つあります。大学が隣にあります。そことの連携ができないかなということも含めて、部活動の地域移行に対応できる先生の活用、地域のクラブに移行する、或いは地域の高校、大学あたりと連携する、そういうことも含めた総合的な考え、それ

が総合型スポーツクラブとの繋がりにもなっていくだろうと思うんで、そこら辺を考慮してもらったらいかなという気がしてます。以上です。

○市長

今、国の方向性と実際の地域の状況、そして保護者や生徒達の意見として、このまま続ける、今の体制がいいよという意見もある中で、国の今の方向性として、すぐにでも地域移行なり学校業務から外すというふうな方針を出していますよね。国がそこをどの程度縛ってやっていくのか、県を見ると、先ほどの説明のように少し緩やかで、地域の状況を見ていきたいと思います。っているんですけど、そのあたりについて、何かわかりますか。

○学校教育課長

国の方針ですが、令和 7 年度までにある程度、休日の部活動については地域移行することを目指しなさいというところで、それに基づいて県の方につきましても、休日について、まずは部活動の地域移行を目指していきましょうという方針を出しているところでございます。

○企画政策課長

拘束力はあるのかどうかというのは。

○市長

それに従って、地方も全部それに倣っていかなくちゃいけないのかという、そこが大きなところだと思うんですよね。その辺りについては。

○学校教育課長

法的な義務は、今のところ課されておりませんが、ある程度、国、県が方針を出されて、状況なども確認をされておられて、まだ協議会等の中途のところは、毎年、国、県の方から、今どういうところまで進んでいるのかというチェックもきておりますので、今のところ罰則などはございませんが、進んでないところは、今後、何かしらの罰則等がついてくるなどは予想されるものと思います。

○市長

罰則等というか、方針がきちっと固まっているんですかね。それとも、まだまだ状況を見ながら、検討していこうという方向にあるんでしょうか。

○教育部長

まず、国の考え方というのは、ここに方針示されておりますが、地域によって状況が違いますので、地域の実情に応じて、可能な限り、早期に取り組んでいこうというものです。可能な限りでございますので、できる競技とできない競技が当然ありますし、そういったところを踏まえて、できる競技からやっていくというものです。県につきましては、実際には、地域クラブに移行するというものと、連携の考え方もありますので、その部分も踏まえて、県では少し

考え方を整理して、部活動の教育的意義、そこも踏まえながらしっかり検討してくださいといったところになっています。

当初は、先ほど久原委員が言われましたように早急にやりなさいと、令和 8 年度からやりなさいといったところの考え方が示されていましたが、だんだん緩やかになってきて、地域の状況がすぐにできる状況にないというところもありますので、可能な限り、早期に取り組んでいってくださいといったところの流れに、少しシフトしているような状況がございます。

○市長

地域移行も、とりあえずは土日の移行という方向でしょう。それが平日も移していこうというふうな 2 段階あると思うんですけど、現段階の県の方向としては、どういうふうな状況ですか。

○教育部長

まずは、休日からやっていこうと、最終的には平日の地域移行も見据えているといったところはあろうと思うんですが、現状では、まず休日を移行できるものからやっていこうということだと思います。

○市長

今、久原委員から大学や高校との連携のお話がありましたけど、実際、大学も高校も自分たちのクラブ活動をやってますよね。そういう中で、そのあたりの可能性というのはどうですか。働きかけとかできるんですか。

○学校教育課長

協議会の会長を務めている大橋会長は久留米大学になりますが、久留米大学の学生の方も、協力できる範囲で協力はできそうだといいところも話されておられましたので、そちらも含めて、今言われた福大でも体育学部の方が指導されているというものもあります。筑紫野市も高校が 4 校ございます。状況的にできるかどうかというところは、今後、煮詰めていかなきゃいけないのかなと思いますが、現在の成人されている方たちだけでは、もし担えないようであれば、高校生や大学生も含めて人材を広く集めていかないと成り立たない部活も出てくるのかなと思いますので、そのあたりにつきましては、今後、他市の状況も見ながら検討していきたいと思っております。

○市長

継続的にずっと続けなくちゃいけないですね、そういうようにやり始めると。スポット的に指導に来てもらうことは可能かなと思うんですけど、そういう継続性のなかで、実際、本当に大学と高校ができるのかということは慎重に検討する必要があるのかなと話を伺いながら感じたところでありますけど、一つの検討課題として取り上げていただければ。

○潮見委員

先ほどのスポーツ推進計画ですが、一生懸命、今、考えながら立てているところなんですけども、この地域移行の話で一番心配してるのが、今、学生たちに担ってもらったらっていうお話もありましたけども、何かあったときの責任問題ですね。責任がどうなるかっていうところの体制づくりと受益者負担っていうところで、スポーツを親しむ人を増やそうとかつくろうとか言って、話しをしてるところで、受益者負担というところになれば、多分、スポーツ格差っていうものが、今からの問題として、お金を出せる家庭の子どもたちは負担できるからスポーツできるけども、それができない家庭の子供たちはスポーツに親しめないとかいうような、これが生まれないかなということが 1 つ心配しております。先ほどから、スポーツを親しむように推進計画を立てているところなんですけど、そこがちょっと逆行してくるんじゃないかなという心配をしています。

○市長

今 2 点、万が一のときの責任の話と、費用負担について家庭のいろいろな状況によっては、馴染みにくいというところをご指摘ありましたけど、その件について何かありますか。

○学校教育課長

責任問題というところは、この前の協議会の中でも問題になった点でございます。もし何か起こったときの責任問題はどこが担っているのか、そのあたりも研究しながら、学校教育課としても、指導者個人ではなく実施主体が責任をとれるような形の組織にしたいと考えているところでございます。

また、受益者負担につきましては、国の方針の中でも、困窮家庭への支援、あとは、県でも可能な限りの低廉な会費の設定というところがございますが、市の負担になるのか、国県から補助金が出るのかどうかというのが全く示されておりませんので、今後、国県の動きも注視しながら、市としてどのぐらいの負担ができるのかということも含めて、受益者負担がどのぐらいが適切なのかを決定していきたいと考えております。

○和田委員

このアンケートの中で、子どもたちと親もどちらも学校に行くのが楽しいというのがございまして、これを地域移行とか、もし完全に進むことになってしまうと、やはり、先ほど不登校の話もありましたけども、学校に出てくるという、その 1 つとして、教育的なものとして部活動があるのではないのかなと、そう考えると土日の移行はありますけど、平日の学校の部活動というものは教育的なものの中でも必要なのかなと。いろいろ友達または上下とか先輩後輩の組織づくりとかいろんなもので、自分の成長の糧になるのではないのかなと。特に夕方、部活された子どもが楽しそうに帰ってきてる、そういうのも必要なのかなと。学校でできることは学校で行う必要があるのか、教員が負担を感じるのであれば指導者が一緒に入ってやっていくとか、そういうものを考え、子どもたちが同じ地域で、ともに学べる場所として、スポーツや文化、そういうものが必要なのかなと、そんな気がいたします。

○市長

和田委員のお話に加えて、市でも子どもたちの居場所をどうしていこうかっていう議論も行っている状況であります。そのあたりも含めて、ちょっと何かお話があれば。

○学校教育課長

アンケート結果では、現在の部活が、非常に子どもたちにとっても保護者にとっても有効なところでございますので、なるべく、その今の部活動を崩すことなく、平日について緩やかに地域移行できる形を取れる制度になったらいかなというところで、今後、協議会の中で検討していきたいと思っているところでございます。

○牛川委員

私の子どものお友達でも、部活動があるから何とか学校に通学できている、それを支えに楽しみに登校している、という生徒さんが何名かいらっしゃったということ子どもたちから話を聞いている以上、学校管轄でなくなってしまったときに、果たしてそういう支えにしながら学校に来ているお子さんたちのメンタルケアなどの行先、そういった意味での子どもたちの居場所づくりが方向転換をせざるをえなくなるのかなという心配事と、部活動にいわば頼ってた生徒の居場所というものを、また違う形で作らなければならなくなってくるのか、また、それが、例えば、学校の先生方の負担になってしまったりはしないだろうか、新たな負担になるのではないだろうかということの心配はありますし、あと、たった3割なのか、3割もなのかわからないんですけども、学校の先生がこれだけ、部活動から切り離しましょう、教員の仕事から切り離しましょうと言ってる中で、3割の先生が部活動に関わりたいたいと言ってくださってるこの熱意が切り離されてしまわないように学校の教育、授業だけではないところでも子どもたちに関わりたいたいと思っていただいてる、その気持ちをたとえ地域に移行したとしても、その地域のクラブに行けば大好きな先生に会えるんだっていうような、子どもたちとのその繋がりは切れない形でうまく移行していった欲しいなと思います。

○学校教育課長

報道で先生方の給与とか、手当の議論がされております。多分、このアンケート取ったときは、現状のままの中でのアンケート結果だと思いますけども、この辺りも少し制度が変わっていったら、アンケート結果も変わるかもしれないかなというふうに思ってます。現在、そこまでの具体的なところは決まっておりませんので、また謝金の関係であるとか、そういう制度がきちっと決まった後であれば、多少かもしれませんが、増える可能性はあるかなと思っているところです。

○市長

そのお金の話と子どもたちの学校に行く一つの目的に繋がっていったということも重々踏まえていただき、検討を進めていただければと思ったところであります。クラブの地域移行についても、まだ、何回も検討協議会も重ねられますし、教育委員さんの月1回の会議の中でも、

またそういうふうな件について議題として出してもらったり、報告していただくというようなことも可能ですので、ぜひ、これからそういう場で皆さん方のご意見をいただければと思うところであります。

5. 閉会

○市長

本当に、皆さん方のおかげで、先ほどのいじめ、不登校の件につきましても非常に中身の濃い議論をいただいたと思っております。今日の皆さん方のご意見を踏まえながら、各所管でこれから先の方向を作っていただきたいと思いますと思っております。

それでは、これで第2回の会議を終わらせていただきます。お疲れ様でございました。